

## 令和7年度 大田原市地域密着型サービス事業所等の指導状況

NO	法人名	事業所名	サービス種別	所在地	実施日	
1	社会福祉法人 謙心会	居宅介護支援事業所にちにちそう	居宅介護支援	加治屋83-81	6月27日	午前
2		特別養護老人ホームにちにちそう	地域密着型介護老人福祉施設	加治屋83-81	6月27日	午後
3	有限会社 ワイズプランニング	グループホームこころ大田原	認知症対応型共同生活介護	本町2丁目2829-35	7月11日	午前
4	株式会社 エル・タイム	デイサービスセンターいろは	地域密着型通所介護	北金丸1901-1	7月10日	午後
5	社会福祉法人 同愛会	小規模多機能型居宅介護事業所かねだの里	小規模多機能型居宅介護	市野沢1843-1	7月23日	午前
6		特別養護老人ホームかねだの里	地域密着型介護老人福祉施設	市野沢1843-1	7月23日	午後
7	社会福祉法人 謙心会	にちにちそうもとまち	小規模多機能型居宅介護	元町1丁目2-33	8月20日	午前
8	ミツイ商事 有限会社	清雲台ケアセンター	小規模多機能型居宅介護	蛭田1985-1	8月20日	午後
9	医療法人社団 亮仁会	ケアプラン那須中央病院	居宅介護支援	下石上1452	9月19日	午前
10	株式会社 槐工務店	介護の郷わたぼうしデイサービス	地域密着型通所介護	紫塚2丁目2580-1	9月19日	午後
11	医療法人社団 厚生会	大田原市在宅介護支援センター椿寿荘	居宅介護支援	末広1丁目2-5	9月30日	午前
12	日本赤十字社	那須赤十字訪問看護ステーション	居宅介護支援	中田原1081-4	9月30日	午後
13	社会福祉法人 同愛会	小規模多機能型居宅介護支援事業所かをる	小規模多機能型居宅介護	寒井1344-2	10月22日	午前
14	株式会社 ナイスケアリング	相談支援センターナイスケアリング	居宅介護支援	本町1丁目2714 ビルポール1F-B	10月22日	午後
15			介護予防支援			
16	社会福祉法人 至誠会	在宅介護支援センター晴風園	居宅介護支援	下石上1258	11月14日	午前
17		特別養護老人ホーム晴風園	地域密着型介護老人福祉施設	下石上1258	11月14日	午後
18	医療法人社団 湘風会	小規模多機能型居宅介護施設みずばしょう	小規模多機能型居宅介護	山の手2丁目13-31	12月5日	午前
19		グループホームピオニー	認知症対応型共同生活介護	山の手2丁目13-31	12月5日	午後
20	社会福祉法人 至誠会	西部地域包括支援センター	介護予防支援	浅香3丁目3578-747	12月11日	午前
21	社会福祉法人 章佑会	中央地域包括支援センター	介護予防支援	浅香3丁目3578-747	12月11日	午後
22	NPO法人 社会福祉研究会なかよし	グループホームねむのき	認知症対応型共同生活介護	北滝192-1	1月20日	午前
23	社会福祉法人 同愛会	東部地域包括支援センター	介護予防支援	黒羽田町848	1月20日	午後
24	集団指導	地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援		市役所1階会議室	3月26日	午前

# 令和7年度 運営指導結果一覧表

## 1. 指導事項内容

	サービス種別	事例	指導内容	改善結果
人員基準	共通	勤務表と実際の勤務状況の不一致	勤務表を作り直し提出してください。	作り直して提出
	小規模多機能型居宅介護	介護保険法又は労働基準法のいずれかに抵触するおそれがある夜勤職員の配置	人員基準を順守しつつ、他の法令にも合致する内容で職員を配置し、勤務表を提出してください。	作り直して提出
設備基準	地域密着型通所介護	プライバシーが確保できる相談室が設けられていない	プライバシーが確保できる相談室を設け、変更届を提出してください。	相談室を確保し、変更届を提出
	共通	非常口への経路上の支障物や、棚や冷蔵庫等の上の物品	経路を確保するよう対処し、災害時でも落下しない措置を講じ、写真で報告してください。	支障物を撤去
運営基準	認知症対応型共同生活介護	認知症の診断のない入居者へのサービス提供（退去済）	同様の遺漏が生じないよう十分に確認してください。	入居時の認知症の診断の確認の徹底、現入居者の診断内容の再確認の実施
	認知症対応型共同生活介護	協力医療機関との間で行う「利用者の病状が急変した場合等の対応の確認」が令和6年4月以降一度も行われていない	速やかに実施し、協力内容がわかる書類を添付して協力医療機関届出書を再提出してください。	各医療機関と確認を実施し、同意書を添付した協力医療機関届出書を再提出
	共通	運営推進会議が規定の回数開催されていない。また、その内容が公表されていない	運営推進会議を既定の回数、原則として集会形式で確実に開催し、会議録を作成し公表してください。	今後は定期的に行う。過去の会議は会議録を作成し公表
	共通	1年に1回以上行うべき自己評価・外部評価が直近の1年で行われていない	直ちに自己評価を行うとともに運営推進会議において外部評価を行い、その結果を提出してください。	令和6年度分の自己評価・外部評価を行い、結果を市に提出
	共通	避難訓練や消防設備点検の実施が確認できない。消防計画等の非常災害に関する具体的計画が立てられていない	計画を策定し、規定の頻度で継続的に訓練等を実施してください。	防災マニュアルを作成・提出し、点検は業者に依頼。訓練は後日実施
	共通	業務継続計画に基づく研修及び訓練の実施が確認できない	速やかに実施し、その記録の写しを提出してください。	後日実施
	共通	感染症予防及びまん延防止のための委員会の開催が確認できなかった	速やかに開催し、その記録の写しを提出してください。	後日開催
	共通	苦情を処理するために講ずる措置の概要について、事業所への掲示やウェブサイトへの掲載がされていない	掲示・掲載すること	掲示及び事業所ホームページに掲載
共通	高齢者への虐待を防止する措置のうち、委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が確認できなかった	来月から高齢者虐待防止措置未実施減算の適用となります。体制届と改善計画を提出し、3月後に改善状況を報告してください。	減算開始時と終了時に体制届を提出。委員会議事録・研修報告書・指針等を添付した改善計画を、減算終了時の体制届とともに提出	

	サービス種別	事例	指導内容	改善結果
報酬算定	共通	生産性向上推進体制加算Ⅱの算定要件として1年に1回以上厚生労働省への報告が必要なところ、これまで1度も行われていない	過誤調整により対応してください。	過誤調整
	認知症対応型共同生活介護	退居時情報提供加算の要件として、医療機関への情報提供に「別紙様式9」が指定されているところ、記載項目に不足のある別様式にて交付	過誤調整により対応してください。	過誤調整
	認知症対応型共同生活介護	要件を満たさない報酬の算定（退去時情報提供加算）	過誤調整により対応してください。	過誤調整

## 2. 運営指導実施事業所

	サービス種別	事業所数	全事業所数
1	居宅介護支援	6事業所	18事業所
2	地域密着型通所介護	2事業所	7事業所
3	認知症対応型通所介護	0事業所	1事業所
4	小規模多機能型居宅介護	5事業所	10事業所
5	認知症対応型共同生活介護	3事業所	10事業所
6	地域密着型介護老人福祉施設	3事業所	6事業所
7	介護予防支援	4事業所	4事業所

## 3. 指導状況

	指導内容	事業所数	備考
1	文書指導事業所数	15事業所	
2	1のうち、報酬・加算の返還または減算	1件	高齢者虐待防止措置未実施減算
3	1のうち、過誤調整	283件（8事業所）	